

# 助成制度・融資制度等

## 地域雇用開発助成金

### ① 沖縄若年者雇用促進コース(賃金助成) (制度の詳細は沖縄助成金センターに御確認ください。)

沖縄県において事業所の設置・整備を行い(費用が契約1件あたり20万円以上で、合計額が300万円以上)、それに伴い県内に居住する35歳未満の若年求職者を3人以上継続して雇用する労働者として雇入れ、その定着を図る事業主に対し、支給した賃金の一部が助成されます。対象若年労働者を3人以上雇入れ、更に県内に居住する新規学卒者を雇入れる場合、新規学卒者も助成対象となる場合があります(その他適用条件あり)。

- (1) 支給額：厚生労働大臣の定める方法により算出した額の1/3(中小企業)または1/4(大企業)
- (2) 助成期間：年2回、1年間(労働者の定着状況が優良な事業主の場合は、2年間)
- (3) 支給限度額：1人につき年間120万円

(※)「沖縄県に居住する者」とは、求人への応募の段階で沖縄県に居住する者をいいます。  
 (※)「継続して雇用する労働者」とは、期間の定めのない雇用を原則とし、有期雇用の場合は以下①②いずれも満たすこと。  
 ①本人が希望した場合、65歳以上まで契約更新が可能  
 ②完了日の2年後の日以降まで契約更新が可能  
 (注)計画書提出から完了日までに納品・引渡・支払いが済んでいるもの及び、この間に雇入れた者が対象となります。

### ② 地域雇用開発コース(設備助成) (制度の詳細は沖縄助成金センターに御確認ください。)

雇用開発促進地域または過疎等雇用改善地域に事業所を設置・整備し(対象費用1点あたり20万円以上で、合計額が300万円以上)、ハローワークの紹介により雇入れ日時時点で県内に居住する求職者を3人(創業の場合2人)以上、継続して雇用する労働者として雇入れる事業主に対して、設置・整備費用及び雇入れ人数に応じた奨励金を最大3年間(3回)支給します。また、生産性を向上させた企業は助成金が割増されます(その他適用条件あり)。

- (1) 助成額：48万円～760万円(創業の場合50万円～800万円)
- (2) 助成期間：年1回、最大3年間

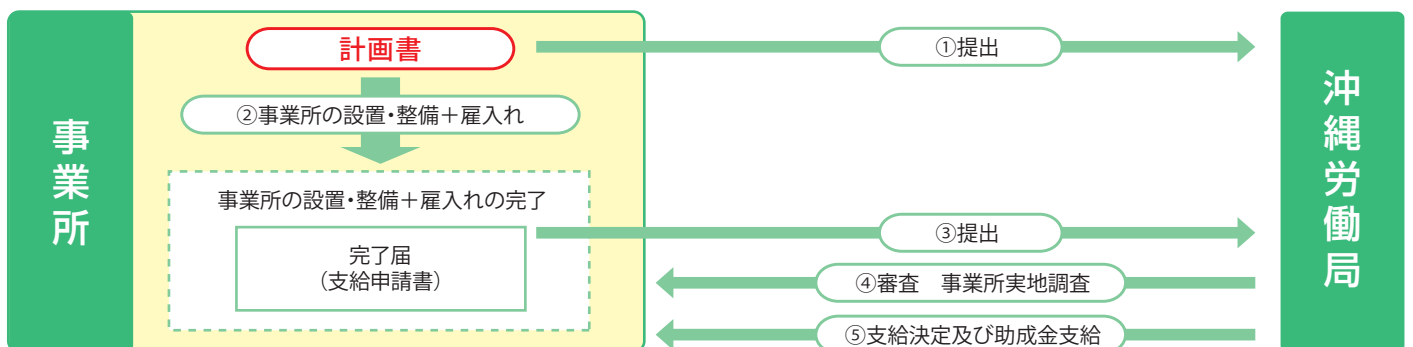
#### ■ 支給金額表

事業所の設置・整備費用	対象労働者数 ※( )内は創業の場合			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上1,000万円未満	48(50)万円	76(80)万円	143(150)万円	285(300)万円
1,000万円以上3,000万円未満	57(60)万円	95(100)万円	190(200)万円	380(400)万円
3,000万円以上5,000万円未満	86(90)万円	143(150)万円	285(300)万円	570(600)万円
5,000万円以上	114(120)万円	190(200)万円	380(400)万円	760(800)万円

創業(※)の場合は、支給額の1/2を第1回に上乗せ支給。併せて、中小企業の事業主の場合は、支給額の1/2を第1回に上乗せ支給。  
 創業上乗せ要件：創業から2ヶ月を経過する日までの間に計画書を提出する事業主  
 (※)法人の場合：法人登記の日、個人事業の場合：開業届の開業日

※①②は併給可能ですが、対象者の要件に違いがあります。併給の場合は双方の要件を満たすことが必要です。

### フロー図(1回目までの支給の流れ)



【問合せ先】 沖縄労働局沖縄助成金センター

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1階 TEL. 098-868-1606

### グッジョブ相談ステーション

事業主向けの雇用や助成金に関するお問合せは、グッジョブ相談ステーションでも相談可能です。

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1-15-10 TEL. 098-941-2044

## キャリアアップ助成金

### ① 正社員化コース (制度の詳細は沖縄助成金センターに御確認ください。)

有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した事業主に対して助成します。

#### ■ 支給金額表

区分	1人あたりの助成額	
	中小企業	大企業
①有期雇用 → 正規雇用	57万円	42.75万円
②有期雇用 → 無期雇用	28.5万円	21.375万円
③無期雇用 → 正規雇用	28.5万円	21.375万円

※①～③合わせて1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は20人まで  
 ※正規には「多様正社員(勤務地・職務限定社員、短時間正社員)」を含む  
 ※上記金額は基本額のみ掲載しており、生産性要件(※1)を満たした場合は支給額を加算。  
 (※1)助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年前に比べて6%以上伸びていること  
 ※対象者が母子家庭の母等もしくは父子家庭の父の場合または若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の有期契約労働者を正規雇用労働者に転換させた場合に支給額を加算。

【問合せ先】 沖縄労働局沖縄助成金センター TEL.098-868-1606

## 正規雇用化企業応援事業

非正規従業員の正社員転換を図る県内企業が、スキルの獲得や資格取得等を目的に、県外または県内の研修地で従業員研修を行う場合に、宿泊費及び交通費を助成することにより、正社員転換を促進することを目的としています。

#### ■ 主な助成条件

- ①雇用期間6カ月以上の非正規従業員を正社員転換すること(正社員転換が記載されている就業規則等があること)
- ②雇用保険適用事業所設置届を県内に提出している法人

(1) 研修対象者: 従業員(正社員転換者以外の従業員も対象)

(2) 助成対象経費: ①交通費(勤務地から研修地(宿泊地)までの1往復分の費用)

②宿泊費(家賃、寮費、共益費及び礼金) ※助成対象人数は正社員へ転換した人数以内

■ 助成額 助成対象経費の3/4(下表の「助成限度額」以内。)

研修期間	5日以上 1ヶ月未満	1ヶ月以上 2ヶ月未満	2ヶ月以上 3ヶ月未満	3ヶ月以上 4ヶ月未満	4ヶ月以上 5ヶ月未満	5ヶ月以上 6ヶ月未満	6ヶ月以上
助成限度額 (一人あたり)	10万円	15万円	20万円	25万円	30万円	35万円	40万円

【問合せ先】 公益財団法人沖縄県産業振興公社産業振興課 TEL.098-859-6239 FAX.098-859-6233

〒901-0152 沖縄県那覇市小祿1831-1(沖縄産業支援センター内)

## 投下固定資産取得費補助金

- 対象経費 ……建物及びその付属設備、構築物
- 対象地域 ……情報通信産業振興地域
- 対象事業者 ……ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業等
- 助成要件 ……・自ら事業の用に供する部分の建物延べ床面積500㎡以上の建物を取得した者(コールセンター等については2,000㎡以上)  
 ・建物延べ床面積の1/2以上を自己の事業所として使用する者  
 ・新規に県内居住の従業員を20人以上雇用する者(コールセンター等については200人以上)  
 ・用地取得後2年以内に、操業又は営業を開始した者

#### ■ 投下固定資産取得費に対する助成

新規雇用者数	助成率	限度額
50人以上	5%	10億円
35人～49人	5%	6億円
20人～34人	5%	2億円

【問合せ先】 沖縄県商工労働部企業立地推進課 TEL.098-866-2770

## 沖縄振興開発金融公庫 中小企業資金融資制度

【問合せ先】 沖縄振興開発金融公庫 本店(中小企業融資第一班) TEL.098-941-1785

## 沖縄県産業振興公社 融資制度

【問合せ先】 公益財団法人沖縄県産業振興公社 経営支援課 TEL.098-859-6237